

令和6年度 京都市民健康づくり推進会議「口腔保健部会」

日時：令和6年12月18日（水）
午後3時30分～午後5時
場所：ハートンホテル京都 1階「伏見」
（オンライン併用）

司会：健康長寿推進担当課長 濱口

1 開会の挨拶

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長 藤田 智洋

2 議事次第

- (1) 「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づく取組について
 - ・ 京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン及び京都市口腔保健推進実施計画の概要
 - ・ 市民の歯と口の健康に関する状況
 - ・ 京都市口腔保健推進実施計画（健康（口）プラン・柱3）に基づく取組
- (2) その他
 - ・ 「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に関するアンケート調査
 - ・ 「京都市民健康づくり推進会議」に関する委員の任期及び委嘱について

<配布資料>

- (資料1) 京都市民健康づくり推進会議「口腔保健部会」構成団体及び出席者名簿
- (資料2) 座席表
- (資料3) 「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱
- (資料4) 京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン及び京都市口腔保健推進実施計画の概要
- (資料5) 市民の歯と口の健康に関する状況について（柱3関連数値）
- (資料6) 京都市 口腔保健推進実施計画（健康（口）プラン・柱3）に基づく取組
 - (参考1) 【報道発表資料】歯周疾患予防健診の対象年齢の拡大
 - (参考2) 歯周病セルフチェックシート
 - (参考3) 地下鉄車内広告「受けよう、歯科健診！」
 - (参考4) 【報道発表資料】災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する三者協定の締結
- (資料7) 「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に関するアンケート調査について
- (資料8) 「京都市民健康づくり推進会議」に関する委員の任期及び委嘱について

令和6年度 京都市民健康づくり推進会議「口腔保健部会」 構成団体・出席者名簿(12月18日開催)

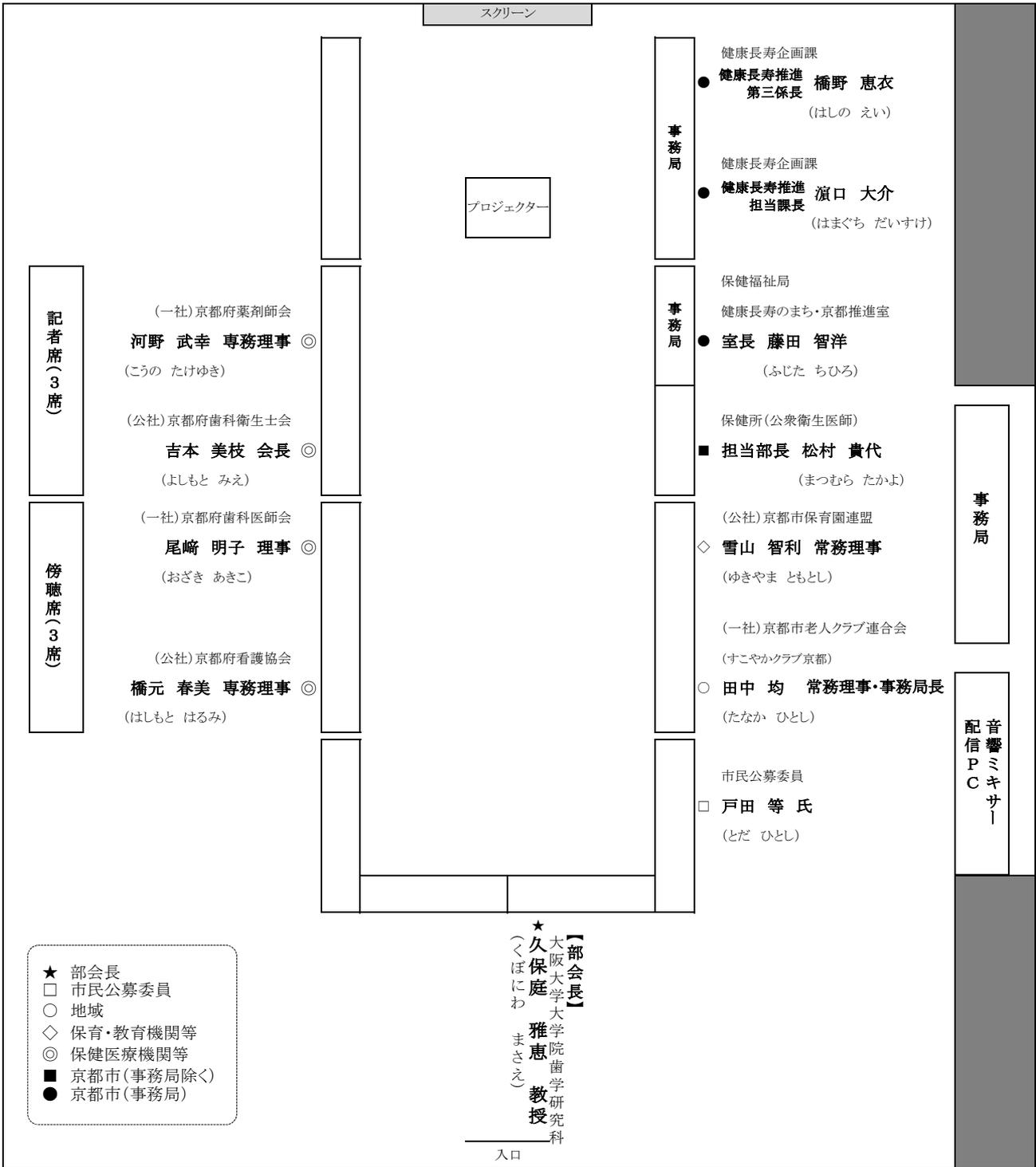
(開催結果)

	機関・団体等	役職	氏名(敬称略)	出席方法
学識経験者 (部会長)	大阪大学大学院歯学研究科	教授	くほにわ まさえ 久保庭 雅恵	会場
個人	市民公募委員	—	とだ ひとし 戸田 等	会場
地域	京都市PTA連絡協議会	—	—	欠席
	(一社)京都市老人クラブ連合会(すこやかクラブ京都)	常務理事・事務局長	たなか ひとし 田中 均	会場
保育・教育 機関等	京都市小学校長会	校長	こうの ゆか 河野 由佳	オンライン
	(公社)京都市私立幼稚園協会	—	—	欠席
	(公社)京都市保育園連盟	常務理事	ゆきやま ともし 雪山 智利	会場
	京都市立中学校長会	校長	こぐち けんいち 古口 賢一	オンライン
	京都府私立中学高等学校連合会	—	—	欠席
保健医療 機関等	(一社)京都府医師会	—	—	欠席
	(公社)京都府栄養士会	会長	くまがい さちえ 熊谷 幸江	オンライン
	(公社)京都府看護協会	専務理事	はしもと はるみ 橋元 春美	会場
	(一社)京都府歯科医師会	理事	おざき あきこ 尾崎 明子	会場
	(公社)京都府歯科衛生士会	会長	よしもと みえ 吉本 美枝	会場
	(一社)京都府歯科技工士会	会長	たかはし よしたか 高橋 祥高	オンライン
	(一社)京都府薬剤師会	専務理事	こうの たけゆき 河野 武幸	会場
京都市 (事務局 除く)	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	担当係長	やまだ さち 山田 祥千	オンライン
	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	介護ケア推進課長	なかがわ りえ 中川 理恵	オンライン
	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	子育て支援担当課長	なんぶ みきこ 南部 美紀子	オンライン
	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	担当係長	かとう ゆきこ 加藤 由紀子	オンライン
		担当係長	いとう ちよ 伊藤 智代	オンライン
	教育委員会事務局 体育健康教育室	学校保健担当課長	いのうえ なおひろ 井上 直寛	オンライン
	保健所	担当部長(公衆衛生医師)	まつむら たかよ 松村 貴代	会場
	(オブザーバー) 保健福祉局 障害保健福祉推進室	—	—	欠席
事務局 (京都市)	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室	室長	ふじた ちひろ 藤田 智洋	会場
	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	健康長寿推進担当課長	はまぐち だいすけ 濱口 大介	会場
		健康長寿推進第三係長	はしの えい 橋野 恵衣	会場

(区分ごとに50音順(但し、京都市除く))

座席表

開催結果



- ★ 部会長
- 市民公募委員
- 地域
- ◇ 保育・教育機関等
- ◎ 保健医療機関等
- 京都市(事務局除く)
- 京都市(事務局)

★【部会長】
 久保庭 雅恵
 大阪大学大学院歯学研究科
 教授
 (くぼにわ まさえ)

入口

オンライン出席	
◇京都市小学校長会	河野 由佳(こうの ゆか) 校長
◇京都市立中学校長会	古口 賢一(こぐち けんいち) 校長
◎(公社)京都府栄養士会	熊谷 幸江(くまがい さちえ) 会長
◎(一社)京都府歯科技工士会	高橋 祥高(たかはし よしたか) 会長
■保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	山田 祥千(やまだ さち) 担当係長
■保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	中川 理恵(なかがわ りえ) 介護ケア推進課長
■子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	南部 美紀子(なんぶ みきこ) 子育て支援担当課長
■子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	加藤 由紀子(かとう ゆきこ) 担当係長
	伊藤 智代(いとう ちよ) 担当係長
■教育委員会事務局 体育健康教育室	井上 直寛(いのうえ なおひろ) 学校保健担当課長

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笑顔でいきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで実現していくことを目的に策定した「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、健康づくりに係る各分野の取組を推進するための専門的な見地からの検討を行うため、次に掲げる部会を開催することができる。

- (1) 生活習慣病予防部会
 - (2) 口腔保健部会
 - (3) 食育推進部会
- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。
 - 3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体等
	学識経験者
	市民委員
地域	京都市体育振興会連合会
	（一社）京都市地域女性連合会
	京都市PTA連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）
	食育指導員
保育・教育機関等	（公社）京都市保育園連盟
	（公社）京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	ヘルシーキャンパス京都ネットワーク
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	（一財）京都工場保健会
	（独法）労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
	（公財）京都府生活衛生営業指導センター
保健医療機関等	（一社）京都府医師会
	（一社）京都府歯科医師会
	（一社）京都府薬剤師会
	（公社）京都府看護協会
	（公社）京都府助産師会
	（公社）京都府栄養士会
	（公社）京都府歯科衛生士会
	（一社）京都府歯科技工士会
	（一社）京都精神保健福祉協会
	（一財）京都予防医学センター
	（特非）日本健康運動指導士会 京都府支部
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
	全国健康保険協会京都支部
マスメディア	（株）京都新聞社
	（株）京都放送
関係機関・団体	（特非）京都禁煙推進研究会
	（一社）京都ビルディング協会
	（一社）京都市食品衛生協会
	（一社）京都市中央卸売市場協会
	（一社）京都市老人福祉施設協議会
	J A 京都中央
	（一社）全日本司厨士協会京都府本部
	（特非）日本料理アカデミー
京都市	京都市教育委員会
	京都市保健所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市衛生環境研究所

京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン及び 京都市口腔保健推進実施計画「歯ッピー・スマイル京都」の概要

1 京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（以下、「健康（口）プラン」という。）

(1) プランの枠組み・位置づけ

- ・ 健康づくりへの意識が高まり、健康寿命を大切に考える考え方が浸透する中、分かりやすく、より効果的に健康づくりの取組を推進していくため、とりわけ相互に関連性の強い「運動」「口腔」「栄養」の取組をつなげ、健康づくりに必要な要素を“合わせて”取り組んでいく。
- ・ 市民が主体的に日々の健康づくりに取り組み、それを支える社会環境づくりを本市や関係機関・団体等が協働して取り組むことによって、本市の健康づくりを推進していく。
- ・ 本プランは、健康増進法に規定される市町村健康増進計画であるとともに、歯科口腔保健法に基づく基本的事項に規定される推進計画、食育基本法に規定される市町村食育推進計画に位置付ける。

(2) 計画期間

令和6年度～令和17年度（12年間）

※令和11年度（6年目）に中間評価を行う。

(3) 未来像（みんなで実現していく京都の未来の姿）

笑顔でいきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」

（具体的な目標）平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

(4) 基本理念（未来像を実現するための基本的な考え方）

市民一人ひとりが、「心身の健康を保つ」ことを意識し、「歯と口の健康づくり」に取り組むとともに、「食」への関心を高め、それらを地域や人のつながりの中で進めていくことで、健康寿命の延伸につなげていく。

(5) 基本理念を具体化する取組の原則

【取組方針1】市民が主役の健康づくり

市民に主体的に取り組んでいただきたいこと

【取組方針2】市民の健康づくりを支える環境づくり

本市や関係機関・団体が協働して進めていくこと

具体的な方策	柱1	京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりの推進
	柱2	生活習慣に関する正しい健康情報に基づく健康づくりの推進
	柱3	京都市口腔保健推進実施計画「歯ッピー・スマイル京都」 生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進
	柱4	京都市食育推進計画 みんなの協働による食育活動を通じた健康づくりの推進

2 京都市口腔保健推進実施計画「歯ッピー・スマイル京都」(健康(口)プラン・柱3)

(1) 口腔分野の取組の視点

歯と口は、口腔の健康のみならず、全身の健康や食生活、社会生活に関わり、健康で質の高い生活を営むための基礎的かつ重要な役割を担う。市民の皆様が生涯にわたって、しっかりと噛んで食べ、笑顔で暮らせるよう、①口腔疾患の発症・重症化予防、②口腔機能の育成・低下予防、③生涯を通じた口腔健康管理の推進、を柱とし、ライフステージ等に応じた取組を中心に、生涯を通じた歯と口の健康づくりに取り組む。

＜生涯を通じた歯と口の健康づくり＞ライフステージに応じた取組を中心に

ライフステージ	年齢の目安	① 口腔疾患の発症・重症化予防		② 口腔機能の育成・低下予防	③ 障害児者・要介護高齢者の口腔健康管理の推進 かかりつけ歯科での定期的な歯科健診 生涯を通じた口腔健康管理の推進
		むし歯	歯周病		
胎児期(妊娠期)	出生前	発症・重症化予防 口腔環境の維持		—	
乳幼児期	0～5歳	乳歯のむし歯予防	—	健全な獲得	
学齢期	6～17歳	+永久歯のむし歯予防	歯肉炎予防	健全な育成	
青年期	18～39歳	発症予防 再発予防 重症化予防	歯肉炎予防 歯周炎予防	健全な育成 維持向上	
壮年期	40～64歳		歯周炎の重症化予防	維持向上	
高齢期	65～74歳 75歳以上	+根面のむし歯予防	歯周炎の重症化予防	低下予防	

(2) 口腔分野の取組の基本

① 口腔疾患の発症・重症化予防

- ・ むし歯の発症・重症化予防
- ・ 歯周病の発症・重症化予防
- ・ 歯の喪失防止(8020運動の推進)
- ・ その他の口腔疾患の予防

② 口腔機能の育成・低下予防

- ・ 口腔機能の健やかな育成
- ・ 口腔機能の維持・向上、低下予防(オーラルフレイル対策含む)

③ 生涯を通じた口腔健康管理の推進

- ・ かかりつけ歯科での定期的な歯科健診
- ・ 障害児者・要介護高齢者等の口腔健康管理の推進
- ・ 歯と口の健康づくりを推進するための環境づくり

市民の歯と口の健康に関する状況について
 (京都市口腔保健推進実施計画(健康(口)プラン・柱3)に係る数値の状況)

区分	No	項目	令和5年度		令和6年度		傾向	令和15年度 目標値
			調査 年度	ベース ライン値	調査 年度	最新値		
①口腔疾患の 発症・重症化 予防	38	3歳でむし歯がない市民の割合	R4	87.9%	R5	89.0%	改善	95%以上
	39	3歳で4歯以上のむし歯がある市民の割合	R4	3.1%	R5	2.8%	改善	0%
	40	3歳でフッ化物歯面塗布を受けたことがある市民の割合	R4	52.5%	R5	50.9%	悪化	55%以上
	41	12歳でむし歯がない市民の割合	R4	85.0%	R5	83.4%	悪化	95%以上
	42	20歳以上で治療していないむし歯がある市民の割合	R4	28.3%	R5	28.2%	改善	20%以下
②口腔機能の 育成・低下予防	43	中学生・高校生で歯ぐきに炎症がみられる市民の割合	R4	18.4%	R5	18.2%	改善	15%以下
	44	20～30歳代で歯ぐきに炎症がみられる市民の割合	R4	25.1%	R5	26.4%	悪化	15%以下
	45	40歳以上で歯周病の進行がみられる市民の割合	R4	55.8%	R5	52.5%	改善	45%以下
歯の喪失防止	46	40歳以上で自分の歯が19歯以下の市民の割合	R4	14.8%	R5	13.9%	改善	10%以下
	47	80歳(75～84歳)で自分の歯が20歯以上の市民の割合 (8020達成者率)	R4	78.9%	R5	81.3%	改善	85%以上
③生涯を通じた 口腔健康管理の推進	48	20歳以上でゆっくよりよく噛んで食べる市民の割合	R5	37.0%	—	—	—	50%以上
	49	50歳以上でなんでも噛んで食べることができる市民の割合	R5	65.6%	—	—	—	75%以上
	50	オーラルフレイルを知っている市民の割合 *「知っている」「聞いたことがある」の合計	R5	37.3%	—	—	—	80%以上
③生涯を通じた 口腔健康管理の推進	51	20歳以上で過去1年間に歯科健診を受けている市民の割合	R5	47.0%	—	—	—	65%以上
	52	障害児者入所施設における定期歯科健診の実施率 (障害児者入所施設及び障害者支援施設)	R5	73.3%	—	—	—	90%以上
	53	要介護高齢者入所施設における定期歯科健診の実施率 (介護老人福祉施設・地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院・介護療養型医療施設)	R5	50.4%	—	—	—	60%以上

京都市口腔保健推進実施計画（健康（口）プラン・柱3）に基づく取組

1 実施計画に基づく主な取組

実施計画に基づき、①口腔疾患の発症・重症化予防、②口腔機能の育成・低下予防、③生涯を通じた口腔健康管理の推進を基本として取り組んでいる。

ライフステージ等に応じた主な取組は、以下のとおり。

ライフステージ	主な取組
胎児期 (妊娠期)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期における歯と口の健康情報の発信、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳等による情報発信 ・妊婦及びその家族への健康教室 ○妊産婦への歯科健診・歯科相談の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・区・支所での妊婦歯科相談（歯科健診、相談、保健指導）
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期における歯と口の健康情報の発信、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・歯ッピー・パスポート等による情報発信（むし歯予防、口腔機能の育成等） ○乳幼児への歯科健診・歯科相談の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・8箇月児に対する集団歯科保健指導 ・1歳6箇月児及び3歳児に対する歯科健康診査・歯科保健指導 ・乳幼児（0歳～就学前）に対する乳幼児歯科相談（歯科健診、相談、保健指導） ○むし歯予防のためのフッ化物応用の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・2・3歳児に対するフッ化物歯面塗布の機会の提供（フッ化物歯面塗布事業） ・保育園（所）等での集団フッ化物洗口の開始支援
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の歯と口の健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の歯・口腔健康診断 ・歯科保健教育や歯みがき教育 ○むし歯予防のためのフッ化物応用の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校における集団フッ化物洗口の実施
青年期 ・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○青年期・壮年期における歯と口の健康情報の発信、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・歯ッピーNote（歯周病予防啓発手帳）や歯周病セルフチェックシート等による情報発信（歯周病予防、生活習慣病と歯周病 等） ・口腔がん啓発事業（口腔粘膜検診） ○歯科健診・歯科相談の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・区・支所での成人歯科相談（歯科健診、相談、保健指導） ・節目年齢に対する指定医療機関での歯周病検診（歯周疾患予防健診） ○生活習慣病等の関係を踏まえた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教室（お口から始める生活習慣病予防教室等） ・歯科からの糖尿病重症化予防対策（歯周疾患予防健診無料クーポン券による歯科健診の機会の提供）

高齢期	<p>青年期・壮年期と共通の取組に加えて、</p> <p>○歯科健診・歯科相談の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上に対する区・支所での口腔機能相談（歯科健診、相談、保健指導、口腔機能に関する助言） ・75歳お口の健診事業（後期高齢者歯科健康診査、口腔機能チェック含む） <p>○オーラルフレイル・フレイル対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市お口の機能チェック票等によるオーラルフレイル対策の普及啓発 ・地域歯科専門職と地域介護予防推進センターとの連携強化 ・地域介護予防推進センターでの口腔機能向上教室等の実施
障害者（児）・要介護高齢者等	<p>○障害児者・要介護高齢者への歯科健診・歯科保健指導の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児者施設や要介護高齢者施設への出張歯科健診 <p>○障害児者・要介護高齢者を支える関係者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員等への口腔ケアに関する普及啓発や技術指導研修 ・家族介護者への口腔ケア等の実践研修
共通	<p>○ライフステージに応じた歯と口の健康情報の発信、普及啓発</p> <p>○災害時における歯科口腔保健の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域での発災時に、市医療救護活動マニュアル等に基づいた有機的な活動が行えるようにすることを目的として地域歯科関係者への研修を実施 <p>○市民の健康づくりを支援するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔保健支援センターの設置運営 ・「健康長寿のまち・京都」の推進 ・地域の実情に合わせた取組の推進（地域における健康づくり事業）

2 現プラン開始後の主な取組（令和6年度）

(1) 口腔疾患の発症・重症化予防

- **1歳6か月児健診後の口腔保健フォローアップの強化** むし歯の発症・重症化予防
1歳6か月児健診でむし歯等があった児に対し、2歳頃に、区・支所の乳幼児歯科相談を活用し口腔保健フォローアップ（歯科健診、保健指導等）を行うことで、対象児の更なるむし歯の発生・増加・進行の抑制を目指す。
- **歯周疾患予防健診の対象年齢の拡大** 歯周病の発症・重症化予防 **【参考1】**
歯周病の早期発見等につなげるため、本市歯周疾患予防健診の対象年齢に20歳・30歳を追加し、より若い頃から歯科健診を受ける機会を提供。
- **歯周病と生活習慣病の関係等の啓発** 歯周病の発症・重症化予防 **【参考2】**
セルフチェックによる歯周病の早期発見と歯科受診の勧奨を目的とした歯周病セルフチェックシートについて、生活習慣病やフレイル等の観点を踏まえて改定。

(2) 口腔機能の育成・低下予防

- **地域介護予防推進センター等における取組の充実** 口腔機能の維持・向上、低下予防
介護予防プログラムの提供において、運動・栄養・口腔を組み合わせて実施する「複合プログラム」を基本とする方針に変更。

(3) 生涯を通じた口腔健康管理の推進

○ 歯科健診の機会の充実

歯周疾患予防健診の対象年齢の拡大（再掲）

○ ターゲット層を意識した広報媒体の充実

- ・ SNS・アプリ配信等

京都市公式SNS（LINE、Facebook、X）、「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリKYO-DENT、京都市子育てアプリ「京都はぐくみアプリ」等

- ・ 市公式ウェブサイト

京・けんこうひろば（運動・口腔・栄養などの総合的な健康づくり応援サイト）

京都市はたちを祝う記念式典

- ・ 関係団体等との連携

府歯科医師会の協力を得て、地区歯科医師会「歯のひろば」等での歯科健診事業の周知

府薬剤師会の協力を得て市内保険薬局への啓発チラシ配架

協会けんぽ京都支部のメールマガジンへの健康コラム等の記事提供

- ・ その他

市営地下鉄車内広告の掲示 【参考3】

包括連携協定に基づくローソン市内店舗への啓発チラシの配架

○ 災害用備蓄物資の品目における口腔ケア用品の追加 環境づくり

市備蓄計画において、避難所内避難者（75歳以上）を対象の備蓄物資品目に口腔ケア用品（ペーパー歯みがき）追加。

○ 災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する三者協定の締結 環境づくり

災害時に開設される避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の円滑な供給に向けて、一般社団法人京都府歯科医師会及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部との間で三者協定を締結（令和6年10月23日） 【参考4】

参考：平成25年12月に京都府歯科医師会との間で「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」を締結済。

3 今後の取組の方向性

実施計画に基づき、引き続き、①口腔疾患の発症・重症化予防、②口腔機能の育成・低下予防、③生涯を通じた口腔健康管理の推進を基本として取り組む。

とりわけ③の口腔健康管理の推進については、市民の歯科健診の受診状況や各ライフステージの特性等を捉え、より多くの市民が歯科健診を受けていただくための効果的な取組について検討していく。

(報道発表資料)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



歯ッピー・スマイルキャラクター



健康長寿のまち・京都

令和6年5月15日
京都市保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課
電話 075-222-4420

京都市歯周疾患予防健診事業の対象年齢の拡大について ～20歳・30歳の歯科健診を開始します～

京都市では、成人期の歯を失う原因となる歯周病（歯周疾患）の予防・早期発見につなげるため、40歳以上の方のうち、節目年齢の方を対象に、歯科健診及び歯科保健指導を行う「歯周疾患予防健診」を実施しています。

この度、より若い頃からの歯科健診の機会を充実するため、本事業の対象年齢として、**20歳及び30歳の方も追加します。**

20歳・30歳代の約4割の方は、歯ぐきから出血するといった歯周病の症状が見られます（令和4年歯科疾患実態調査）。多くの方が罹患する歯周病ですが、初期段階では自覚症状が少なく、進行に気付きにくいため、特に若い頃からの予防と健診によるチェックが重要です。

歯と口の健康は若い頃からの積み重ねが大切であり、また、健康な歯は生涯の宝物となります。気になるところがある方もない方も、この機会に是非歯科健診を受けてみましょう。

1 変更内容

歯周疾患予防健診の対象年齢に満20歳及び30歳を追加

【現行】市内在住の満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳
【変更後】市内在住の満20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳
※各年齢は、健診実施日時点の満年齢（各年齢の誕生日から次の誕生日前日まで）
※費用負担は500円（免除の規定あり）

2 変更年月日

令和6年6月3日（月）

3 経過措置

健診実施日時点で満20歳・30歳の方が対象ですが、令和6年度に限り、令和6年4月1日時点で満20歳又は30歳の方については、令和7年3月31日まで本健診を受けていただけます（ただし、いずれも健診実施日時点で市内在住に限りません）。

4 事業の詳細

健診内容や実施場所、自己負担金などの事業の詳細については、下記URL又は右の二次元コードから御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000246515.html>

京都市情報館HP
歯周疾患予防健診



5 問合せ先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
健康長寿推進第三担当（TEL：075-222-4420）

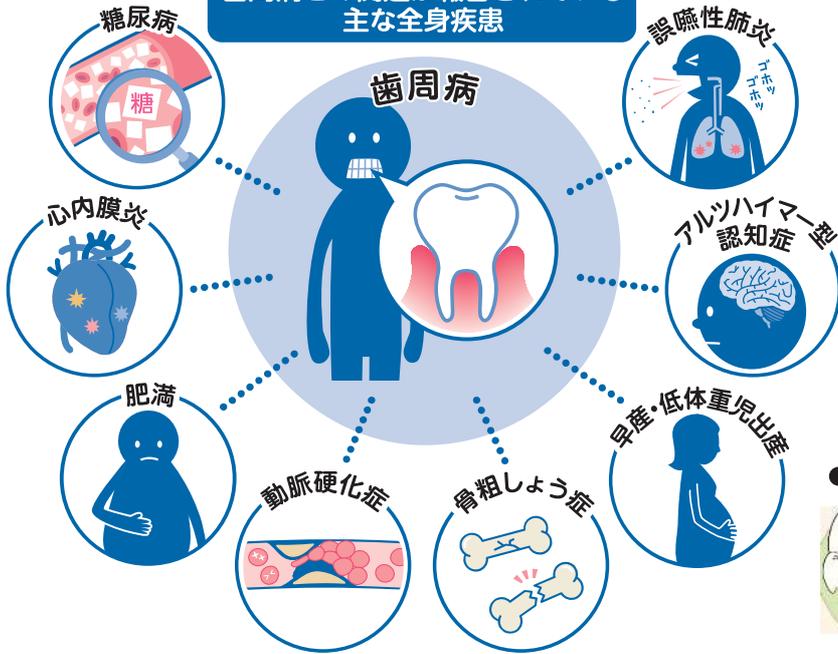


健康長寿のまち・京都

歯周病の早期発見で健康長寿!

歯周病は、様々な口のトラブルの原因ですが、進行すると歯を失うなど、食べる・話すといった口の機能の虚弱（オーラルフレイル）にもつながります。また、歯周病は様々な生活習慣病等との関連も報告されており、全身の健康にも影響を及ぼします。歯周病の予防と早期発見は、生涯を通じた歯と口の健康、さらには健康長寿の実現に大切です。

歯周病との関連が報告されている主な全身疾患



オーラルフレイルの人は筋力低下や要介護などになるリスクが高い
〔オーラルフレイルでない人と比較した場合のリスク〕

身体的フレイル (体重減少や筋力低下など全身の虚弱)	2.4 倍
サルコペニア (筋肉量の減少や筋力低下など)	2.1 倍
要介護認定	2.4 倍
総死亡リスク	2.1 倍

Tanaka T et al. Oral Frailty as a Risk Factor for Physical Frailty and Mortality in Community-Dwelling Elderly. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2017 Nov 17;doi:10.1093/gerona/glx225.

● 歯周病やオーラルフレイルなどを詳しく知りたい方はこちら



(歯と口の健康ページ)



(歯周病セルフチェック・リスクチェックページ)

歯周病セルフチェック

次の項目に当てはまるものに、チェックしてみてください。



- 歯ぐきに赤く腫れた部分がある。
- 口臭がなんとなく気になる。
- 歯ぐきがやせてきたみたい。
- 歯と歯の間にもものがつまりやすい。
- 歯をみがいたあと、歯ブラシに血がついたり、すすいだ水に血が混じることがある。
- 歯と歯の間の歯ぐきが、鋭角的な三角形ではなく、うっ血してブヨブヨしている。
- ときどき、歯が浮いたような感じがする。
- 指でさわってみて、少しグラつく歯がある。
- 歯ぐきから膿うみが出たことがある。

判定

チェックがない場合

これからきちんと歯みがきを心がけ、少なくとも1年に1回は歯科健診を受けましょう。

チェックが1～2個の場合

歯周病の可能性がります。まず、歯みがきのしかたを見直しましょう。念のため、かかりつけの歯科医院で、歯周病でないかどうか、歯みがきがきちんとできているか、確認してもらったほうがよいでしょう。

チェックが3～5個以上の場合

初期あるいは中等度歯周炎以上に歯周病が進行しているおそれがあります。早めに歯科医師に相談しましょう。



公益財団法人 8020推進財団作成ポスターより引用



定期的に歯医者さんへ行こう。

- 歯と口の健康状態は、日々、年々変化するものです。年に1回以上は歯科健診で歯と口の状態をチェック!
- 健診の結果、必要に応じて、歯科治療や歯科保健指導を受けましょう。
- ご自身の日々のケアとあわせて、定期的にかかりつけ歯科を受診し、歯と口の健康管理を行いましょう。

まずは、かかりつけ又はお近くの歯科医院へ。下記の京都市事業もご利用ください。

成人・妊婦歯科相談（口腔機能相談）

詳しくはこちら
(京都市情報館)



実施場所	各区役所・支所保健福祉センター
対象者	京都市内にお住まいの 18歳以上の方 および 妊産婦の方
内容	歯科健診（むし歯、歯周病など）、歯科相談、歯科保健指導 ※妊産婦の方には、妊娠中や産後の歯と口の健康づくりや赤ちゃんのための指導も行っています。 ※65歳以上の方には、口腔機能相談として、口の機能を保つための助言も行っています。
実施日	京都市ホームページをご確認いただくか、 各区役所・支所保健福祉センター（健康長寿推進課健康長寿推進担当）にお問合せください。
費用	無料
持ち物	妊娠中の方は、母子健康手帳をお持ちください。

歯周疾患予防健診

詳しくはこちら
(京都市情報館)



実施場所	各指定医療機関 ※指定医療機関は、京都市ホームページからご確認ください。 ※「 <u>京都市の歯周疾患予防健診を受けたい</u> 」と各医療機関に事前予約のうえ、受診してください。
対象者	京都市内にお住まいの 満20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の方 （健診実施日時点） ※令和6年6月3日から令和7年3月31日までは、令和6年4月1日時点で満20・30歳の方も受けられます。
内容	歯科健診（歯周病、むし歯など）、健診結果に基づく歯科保健指導
実施日	各指定医療機関の診療日
費用	500円 ※免除の規定あり
持ち物	年齢・住所が確認できるものをお持ちください。（運転免許証や健康保険証、マイナンバーカード等）

●お問い合わせ先 各区役所・支所保健福祉センター（健康長寿推進課 健康長寿推進担当）電話番号

北	432-1438	中京	812-2544	下京	371-7292	西京	381-7643	深草	642-3876
上京	441-2872	東山	561-9128	南	681-3573	洛西	332-8140	醍醐	571-6747
左京	702-1219	山科	592-3222	右京	861-2177	伏見	611-1162		



受けよう、歯科健診!

🦷 20・30歳代の約4割[※]は歯周病

※歯ぐきからの出血といった歯周病症状がみられる方の割合（令和4年歯科疾患実態調査、厚生労働省）

🦷 日本人の4人に3人が「もっと早く歯医者に行っておけばよかった」と後悔

（平成30年歯科医療に関する一般生活者意識調査、公益社団法人日本歯科医師会）

きれいで健やかな
口でいたい

◆ 成人・妊婦歯科相談 ◆

🦷 区役所・支所で
実施中

18歳以上及び
妊産婦の方はコチラ



京都市 歯科相談

歯や口で
気になることがある

◆ 歯周疾患予防健診 ◆

🦷 指定の
医療機関で
500円

20歳、30歳
40、45、50、55、60、65、70歳
の方はコチラ



京都市 歯科健診

最近、歯医者さんに
行っていない

◆ 75歳お口の健診 ◆

🦷 お口の
機能チェック
もあり

75歳の方はコチラ

問い合わせ先：
保健福祉局 生活福祉部 保険年金課



京都市 75歳 お口の健診

がん検診など、その他の検(健)診情報

京都市 けんこうひろば 健診

京都市
SCALS
Society for Cancer
Action and Life Support

1000丸
1000丸
1000丸

発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進医療長寿企画課
電話 075-222-4420 F A X 075-222-3416 発行年月：令和6年 10月

京都市印刷物 第 062210号

参考3

(報道発表資料)



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



健康長寿のまち・京都

プラスせんぼ
+1000

令和6年10月23日
京都市
保健福祉局

担当：健康長寿企画課
電話：075-222-3411

京都府歯科医師会及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部との 災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する3者協定の締結

京都市は、災害時に開設される避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の円滑な供給に向けて、一般社団法人京都府歯科医師会及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部との間で「災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する協定」を締結します。

1 協定の相手方（3者協定）

一般社団法人京都府歯科医師会、近畿歯科用品商協同組合京都府支部

2 協定締結日

令和6年10月23日（水）

※ 締結式の実施はありません。

3 協定の背景及び目的

本市では、平成25年12月に一般社団法人京都府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間で「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」を締結し、本市の要請を受けて歯科医師会が行う災害医療救護活動において必要となる物資の経費を本市が負担することとしています。

今回の協定により、避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の備蓄や配送について近畿歯科用品商協同組合京都府支部が協力することで、より円滑な災害医療救護活動につながります。

4 協定の主な内容

- ・ 避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の備蓄
- ・ 災害時における物資の供給及び配送

「京都市 健康づくり・口腔保健・食育推進プラン」に関する
アンケート調査の実施について

1 目的

令和6年3月に策定した「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、市民の健康づくりに関する状況を把握するため。

<p>【調査概要】</p> <p>調査内容 : 健康づくり・口腔保健・食育に係る項目</p> <p>調査対象者 : 住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の市民 (参考) 令和5年度客体数 5,000人</p> <p>調査方法 : 郵送で調査票を送付、回答はインターネット又は郵送</p>

2 実施のタイミング (予定)

○ 考え方

調査結果を精査し今後の施策への展開を検討する時間を十分に確保するため、中間見直しや計画策定期間の前年度に実施する。

○ 実施間隔

3年に1度の間隔で実施 (初回のみ2年)

3 今後のスケジュール (予定)

	年度		計画	アンケート調査	
				実施時期	報告時期
	R5	2023	計画策定	調査実施	結果報告
現 プ ラ ン	R6	2024	計画開始		
	R7	2025		調査実施	
	R8	2026			結果報告
	R9	2027			
	R10	2028		調査実施	
	R11	2029	中間評価		結果報告
	R12	2030			
	R13	2031		調査実施	
	R14	2032			結果報告
	R15	2033			
	R16	2034		調査実施	
R17	2035	最終評価 新計画策定		結果報告	
	R18	2036	新計画開始 (予定)		

「京都市民健康づくり推進会議」に関する委員の任期及び委嘱について

これまで「京都市民健康づくり推進会議」においては、市民公募委員を除き、委員の明確な任期を定めること無く、継続的に委員に御就任いただいております。

本会議については、委員の皆様から意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを主な目的として、要綱に基づき開催しており、「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針」（以下「指針」という。）の規定上、「懇談会等」に位置付けられるものとなります。

指針では、委員の任期は原則として1期2年以内（在任期間原則3期6年以内）とし、委嘱に当たってはその任期の始期及び終期を明確にしなければならないとされていることから、令和7年度以降、以下のとおり取扱いを改めさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、全体会議及び各部会において、それぞれ御報告させていただく予定です。

＜今後の取扱い＞

1 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、以降2年ごとの任期とします。

2 手続

本年12月から翌年1月にかけての各会議で御報告した後、当課から就任依頼書をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、御返送をお願いいたします。その後、本市において委嘱の手続を行い、委嘱状をお送りします。

3 本会と部会の両方に参画いただいております、出席者が異なる場合の取扱い

一団体に対する委嘱は代表者1名となります。標記の場合は、本会に参画いただく方を代表者として委嘱させていただき、各部会に別の方が出席される場合は、代表者の代理として出席いただく整理とさせていただきます。

このため、代表者以外の方に対する委嘱の手続は行わず、委嘱状の発行もいたしません。日程調整の際に実際に出席いただく方の肩書及び氏名をお知らせいただくことにより、これまでどおり各部会に参加いただくことが可能です。

なお、本会のみ又は部会のみ参画いただいている場合は、実際に出席される方に対し、委嘱させていただくこととなります。

4 その他

任期途中で代表者に変更があった場合は、随時委嘱及び解嘱の手続を行い、委員を交代いただくこととなります。この場合、後任者の任期は、前任者の任期の残りの期間となります。